

(午前10時4分開議)

1. 6月12日(第二日目) (午後2時19分散会)

2. 出席議員(18名)

1番	伊保清安	3番	石宮真次	川里大行
4番	渡名喜庸	5番	又吉敏正	吉嶽弘
7番	比嘉盛崇	8番	稻嶺正	康昇
9番	棚原信信	10番	大崎正	尊
11番	安次富盛	11番	崎間正	
13番	知名朝司	14番	佐喜眞弘	
15番	仲村春仁	15番	伊佐良徳	徳次郎
18番	比嘉義走	16番	伊佐清	清次郎
21番	仲村盛光	17番	古波藏	

3. 欠席議員(2名)

16番 武島行男 19番 宮城盛昌

4. 議事説明員

市長	崎間健一郎	助役	沢嶽安一
收入役	吳屋好永	税務課長	多和田真一
住民課長	知念和天	厚生課長	伊佐友誠
税務課長	古波藏信三	農林課長	崎間光昌
商工觀光課長	棚原盛真	都計課長	兼村憲昌
建設課長	高官城昇	消防長	大城仁幸
固定資產評価室長	武島正孝		
水道部長	仲村春盛	營業課長	奥里将弘
会計課長	天久寛	工務課長	金城健榮

5. 事務局出席者  
局長 東吉健男 業務係長 照屋 敏  
議事係長 斯篤真由書記 仲村春夫  
書記 比嘉是治

6. 講事日程 (第2号)

1970年6月12日(金曜)

第22回宜野湾市議会定例会議事日程表

(第2号)

1970年6月12日(金)

午前10時開設

日程第1 報告第2号 公有水面埋立事業継続費精算報告書

日程第2 諸案第11号 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について

日程第3 諸案第12号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第4 諸案第13号 宜野湾市職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 諸案第14号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第6 諸案第15号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 諸案第18号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第8 諸案第19号 宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計の設置について

日程第9 諸案第20号 /971年度宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計才入才出予算

日程第10 諸案第21号 宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例について

日程第11 諸案第10号 下水道事業施設の設置について

日程第12 諸案第9号 /971年度宜野湾市一般会計才入才出予算

日程第13 諸案第22号 /971年度宜野湾市水道事業会計予算

日程第14 諸案第25号 宜野湾市退職金支給条例の一部を改正する条例について

日程第15 諸案第26号 /970年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算

議長

ニキエリ第77回 宜野湾市議会定  
例会 第2日目の本会議を開きます。  
(10時又分)

議長

あすまことに配付してありますと  
この日程表の第2号のとおり避めて  
まいりた"と思"ます。

議長

日程の第1. 報告第2号、公有水面  
埋立事業計画費清算報告につきを  
議題といたします。

11番、

折角、議題にあがつてあります  
ので、1点だけあ同"致"します。  
ニキは当然、決算報告になさうかと  
思"ますけいども、單なる報告案  
件にしてある理由と、その根拠に  
ついて。

助役

ご説明申し上げます。本事業は  
68年から72年までの継続費として  
設定されてあります。それで各年度  
の決算報告の認定は受けであります。  
68年度の決算認定、69年度の決

宜野湾市議会

算認定は終っております。それで、決算は既に終了いたしておりますけれども、継続費として設定した事業でありますので、継続費全体としての決算と言いますか。清算報告をした方がいいと言う考え方であります。これは72年までの継続費となつてありますけれども、事实上この5年間で実施すると立案しましたこの事業は67年以來事实上中断してありますので現実に即しまして、一心この計画の終了とみなしまして、報告をしていふ訳です。

議長

外になリようでありますので  
以上おまかして報告を終ります。

議長

次は日程の第2、議案第11号、宣野湾市部課設置条例の一部を改正する条例につけて上程いたします。  
一心、議事係長をして朗読をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:9)  
再開いたします。(10:10)

議長

理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましては、次の日程の第11号、議案第15号との関連でござりますけれども、71年度では下水道事業が始めますので、その分掌事務となりたしまして、都市計画課の中に、下水道に関する事務を担当してもらひうと、言う意味での改正でございます。資料にも示めしてござりますように、この都市計画の中に下水道係を新設いたしまして、従来 計画係、区画整理係、設計係3係を整理統合いたしました、調査係、計画第1係、計画第2係、下水道係とそう言う4係に分けまして、この下水道事業に対する考え方でござります。よろしくご審議をお願い致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の時点では継続審議としてあきた」と思ひますか、...異議ござりませんか。.

議長

ご異議ありませんので、繼續審議といたします。

議長

次は日程の第3、議案第12号、  
宜野湾市職員定数条例の一部を改正  
する条例について上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明をまとめます。

総務課長

御説明申し上げます。宜野湾市職員定数条例の一部改正について  
ございますけれども、国民年金の取扱い事務がはじまってありますので  
それに対処するための職員の増と、  
保険の定数引き上げに基づきます。  
保母の増員とそりかし消防関係  
の予防消防と言うたて前から、そう  
言う関係職を置きたいくと言うことで  
それともう1点は窓口事務の迅速化と、そういう意味から住民課の  
増員と、くり返えしてご説明申し  
上げます。本案件につきましては、  
国民年金の方の事務に2人、保母2人

住民課に1人、それから消防吏員1人  
計6名の増員を予定してあります。  
ご承知のようになりますが、これは、  
新しい業務でござりますので、そ  
れに5名を予定して現在、厚生課の  
職員が3名であります。それに2  
名を増員いたしまして5名で国民年金  
事務を行って行きたいと、それから保母  
2人を増員してござります。これは  
保母の定数基準ですか、それの引き  
上げによる増やござります。

それから住民課の方は年々、113%の  
窓口業務が多くなりまして現在の  
職員ではどうしても、住民へのスピード  
に処理することとか出来ないと、そう  
いう意味で増員を予定しております。  
消防吏員については消防、消防  
と言ふ達前から消防関係の職員、  
庶務係を兼ねまして、1人増員をう  
ちの意味で6名の増員を予定した  
ための条例改正でござります。  
よろしくご審議を願います。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(10:15)  
再開いたします。(10:218.)

議長

本案につきましても、質疑の時点  
で「継続審議とりたした」と思ひます  
が、ご異議ありませんですか。

議長

ご異議ありませんので、継続審議  
とりたしたと思ひます。

議長

次は日程の第4、議案第13号、宜野  
湾市職員の勤務時間、休日及び休暇  
に関する条例についてを議題といたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:17)  
再開いたします。(10:18)

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明  
を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本件に  
つきましては、去った5月27日の団体  
交渉の最終事項でもござります。  
それで、從来、産前、産後の有休休暇

につきましては、産前1週間、産後6週間の7週間を有休休暇を与えたと訴えています。産前又週間、産後8週間の計15週間を与えたいと言うことで、今回提案してある訴えになります。よろしくご審議お願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を行います。

議長

本案につきましても、質疑の時点で  
『継続審議』としてあさたないと思ひます  
が、ご異議ございませんか。

議長

ご異議がございませんりで、  
継続審議となります。

議長

日程の第5、議案第14号、宜野湾市  
報酬及び費用弁償条例の一部を  
改正する条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、主に報酬の引き上げにつれてでござりますけれども、類似市町村がございました場合、71年度から類似市町村も大体、この線に引きますので、議員の方の報酬を20ドルアップ。それから監査管理委員会、監査委員の方を10ドルアップ。そう言うふうにしたいと思っております。

それから第2条の件でござりますけれども、従来新しく就任した場合の月の報酬につきましては、日割計算で支給してございました。今度の改正では、その分につけてか全額支給したと言うことでござります。さらに第2条の3項につきましては、条文の整理をしたつもりでござりますけれども、従来年間100分のターボだったものを、100分の500円引き上げると、言う意味の改正でござります。よろしくご審議お願い致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては 質疑の段階  
で 総統審議としておきたと思ひま  
すが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので これを  
総統審議といたします。

議長

日程第6. 議案第15号、宜野湾市  
職員の給与に関する条例の一一部を  
改正する条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説  
明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につ  
きましては、去った6月27日の団体交  
渉によりまして、給与の引き上げに  
ついての最終結果をいたしまして、さくと  
関連した給与改正についての説定  
でござります。別表第1の三役の  
給与につきましては、類似市町村  
の浦添、具志川と均衡をたもつ  
意味から、引き上げてあります。

市長 60ドル、助役、収入役 50ドルと  
それから別表第2につきましては、  
今回の固体交渉にあきまして、平均  
20ドルのベース・アップをとり決めて  
ござりますので、それに伴う号給表  
の改正でござります。それから15  
条の2項の宿日直手当の件でござ  
りますけれども、従来 1ドル50セント  
のものを2ドルと二の件は水道部  
職員の宿日直の勤務形態が一般職  
員よりも特殊性があると、すなはち  
漏水修理とか、そう言うもののた  
めに殆んど夜も眠れないと、そう  
言う意味でこの2ドルの適用は、  
水道部職員だけに限ってあります。  
それから 16条の2項の別表第2に  
つきましては、従来 年間74.75ドル  
で、昨年の実績といたしましては、  
100分の 550 フラス 10 ドルの支給  
でござりましたけれども、今回の固  
体交渉にヨリまして、100分の 550  
フラス 30 ドルの線で妥結してお  
りますので、その労働組合との固  
交の妥結に基づきまして計上して  
ござります。よろしくご審議のほ  
どお願ひ致します。

議長

・本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で  
継続審議としてあきた"と思ひますか  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、継続  
審議といたします。

議長

日程の第7、議案第18号、宜野湾  
市手数料及び使用料徴収条例の  
一部を改正する条例に付いてを上  
程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明  
を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案に  
つきましては、第7条の追加がありま  
るのでございます。1条につきまして  
は、条文の整備と言うことで、本文を  
改めてござります。7条につきまして  
は、国民年金法等の法律の中で、市  
町村長が条例でもつめた場合は、  
それに伴う証明料については、無料。

とすることが出来ると、どう言うふうな規定がござりますので、その分を特に押入してござります。少くとも現在その手数料の減免規定について非常に不確定な条文でござりますので、それを整備してござります。  
以上、説明申し上げまして、ご質疑にお答え致します。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきましては、質疑の段階で継続審議としてあきたないと思ひますか、ご異議ございませんか。

議長 ゴ異議ありませんので、継続審議といたします。

議長 日程の第8、議案第19号、宜野湾市土地地区画整理第二地区清算金特別会計の設置についてを上程いたします、一応、議事係長をして朗読をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:28)  
再開いたします。(10:39)

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を  
求めます。

助役

ご説明申し上げます。第二地区の  
区画整理事業につきましては、工事的な事  
業につきましては、本70年度をもって完  
了いたしましたが、これから  
増設地、減設地によるところの清算  
事務が残っております訳であります。

その清算の方法につきましては、施  
行規程の37条4項によりまして、金額  
の方によりまして最高2年間の分  
割支払の交付というふうになつてお  
りますので、それに従いまして2年間  
に分けましてこの清算事務を執行し  
て行きたいと言う考え方で2年間で  
執行する考え方であります。それと  
この事業は特別の会計をもつて処理  
すやうだと言う妥当だと言う考え方  
で特別会計の設置を議会にあ  
頼する訳であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても、質疑の段階で  
継続審議となりたしたと思ひますか。  
ご異議ござりませんか。

議長

ご異議ござりませんので、継続  
審議となります。

議長

日程の第10、議案第20号、1971年度  
宜野湾市土地区團整理第二地区清算  
金特別会計入出予算を上程  
いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明  
をお願い致します。

助役

ご説明申し上げます。清算の  
ための予算でありますので、その財  
源は、主に増税地によるところの  
清算金の充入手でございます。どうか  
ご使用料、手数料をみ込んであります  
事。いくつかありますから、これは

画面の閲覧とか、その他の諸証明の手  
数料をみ込んであります。それから繰  
入金でありますけれども、これは現  
在行なっておりますところの特別会  
計、りゆゆう 第二地区の特別会計の  
終了に伴うところの残金が出て  
ます。それを一応 一般会計  
に受けまして ~~これを~~ そして一般会  
計から繰出金としてこれを出した  
と言ふ考え方であります。もう言う手続き  
をとりましたのは、繰入金の場合  
には、繰出金と言う相手科目かた  
けんは受け入れなりと言ふ原則に  
なってありますため、一応 一般会計  
に雑収入としておきまして 一般会計  
から繰出金で出したりと言ふ考え方で  
あります。それから雑収入も費用に置  
してござります。一応 入出は以上  
のようであります。それから支出に  
あきましては、清算金の交付、りゆ  
ゆう 減換地に伴うところの清算金  
の交付が主な費用でござります。  
その他、職員費としましては どう言  
う色々の通知等の費用 通信費を  
10ドルくらいござります。それから  
工事費として費用に置いたしてお  
りますけれども、これは一応 工  
事的なものは終ってありますけれ  
ども、りゆう 細部の点、に、アス

いくつか工事を要するところが出来る  
かも知れぬな」とあります。又清算  
を終了した時点において、いくつか  
の残金が出来た予想でありますので、  
その残金はその地域の施設にて  
あります。これは費用存置でありますんで  
直ちに工事をすると言う意味ではござ  
いません。そう言う考え方で費用  
をあけておくと言う考え方であります。  
それが訴訟費は二つはま  
んかいつもと言うことで費用存置をして  
ございます。以上よりようやく一応説  
明を終りましたと思ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の時点では  
継続審議としてあきたないと思いますが、  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、継続  
審議といたします。

議長

日程の第10. 議案第21号、宜野湾市  
清掃条例の一部を改正する条例について  
を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明  
を求めます。

厚生課長

ご説明申し上げます。宜野湾市清  
掃条例が施行されましたのは、63年  
からでござります。7ヶ年間 そのままで  
据置になつてリましたか。その間の  
賃金の上昇、それから物価等の値上  
り等による、経営者としての大分  
苦しいようでござります。それで  
へ応、適正な汚物取扱いの手数料  
の料金に改正した"と思つてあります  
のでひとつよろしくご審議下さる  
ようお願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の時点  
で継続審議としておきた"と思ひま  
す。か...ご異議ござりませんか。

議長

ご異議がありませんので、継続  
審議いたします。

議長

日程の第11、講案第10号、下水道事  
業施設の設置についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明  
をお願い致します。

助役

ご聴取申し上げます。本市が都  
市化するにしたがりまして人口の増  
加、その他人家の密集等によるとこ  
ろの、それに伴うところの汚水、並  
びに便所等の排出は年々多くな  
りまして、生活環境の悪化をきたす  
ような現状にまでたらりたっております。  
そこで下水道の設置なくしては  
市民の生活環境を守ることは不  
可能な状態になつてあります。特に  
下水道を設置いたしまして住民生  
活の向上をめざすために下水道を  
設置いたりと言う考え方で下水道  
の設置につづきましては當初物の設

# 説明ターゲット

次の資料は、  
前コマの丁間に挟まっていました。

ノンブル

そ 49\_1e



置でござりますので、議会の議決  
を要しますので、議会の意思決定の  
議決をいたさきたく提案していふ  
狀であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(10×20)

議長

再開いたします。(10:41)

議長

本案につきましては 質疑の段階  
で 繙続審議となりましたと 思りますが  
ご異議ござりますんか。

議長

暫く休憩いたします。(10:42)  
再開いたします。(11:1)

議長

日程の第12、議案第9号、1971年度  
宜野湾市一般会計入出予算を上程  
いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨 説明を  
求めます。

総務課長

1971年度予算についての 説明申  
し上げます。本案につきましては 予算説  
明資料、その外の関係資料も準備  
しておりますので、詳しく述べことは、それ  
をみていただきたいと 思ります。従  
いまして、現年度の比較等 そういう面  
について、概略申し上げたと 思い

ます。予算総額につきましては、1,278,860.一ドル、現年度の当初予算の1,126,669.一ドルに対しまして、351,791.一ドルの増となっております。その内には政府の財政更直に基づきまして1970年度の補助事業がそのまま1971年度に繰越を予想せられてその分か122,860.一ドルくまれてございます。したがいまして71年度の実質予算は1,355,600.一ドルでございます。

玄入の方から、遂次御説明申し上げた  
と思ります。市税につきましては施政方針でもございましたように課税客体の完全把握と言う面から今年度は808,377.一ドル計上してござります。昨年の70年度の当初予算に比べますと、128,781.一ドルの増となつております。その内訳は市民税が53,000.一ドル、固定資産税が35,000.一ドル、事業税37,000.一ドル、不動産取得税が2,000.一ドルの減でござります。軽自動車税が昨年の中途から計上してござりますて、当初予算では70年度はござりました。予算の玄入等につけてござりますけんぐも、従来市町村交付税が支又款になつてありましたけれども、今年から支又款になつてあります。

これは特別とん税の政府からの市町村への移譲かかりまして、宜野湾は関係ござりませんけれども、2款が特別とん税になつてあります。それで市町村交付税か3款にすくまであります。市町村交付税につきましては、昨年70年度の当初予算で868,000.-ドルに対しまして今年は631,891.-ドル計上してござります。これにつきましては、政府からの算定の基準かかりまして基準財政需要額につきましては、18パーセント、市税における見通しでは、8パーセントの増を見込んで計上するようにと言ふことでござります。もうさう基準に基いて計算してござります。その中に基準財政需要額が878,889.-ドル、基準財政收入額が266,753.-ドル、財源不足額が611,891.-ドル、その分が普通とん税でござりまして、特別交付税を20,000.-ドル計上してござります。合計631,891.-ドルでござります。その基準財政需要額878,889.-ドルの中には教育費の財政需要額として277,978.-ドルくらいでござります。参考までに70年度の交付税の実績を申し上げますと、70年度の普通交付税が877,878.-ドルでござります。昨年の11月に交付税の

確定指令がござりまして、又8月、3ヶ月後、  
指令はきてござりましたけれども、  
政府の税のうち、みにによりまして、交付  
税が総額 830,000,- ドル減になりました  
まして、その内、宜野湾の分が 10,863  
ドル減になつております。従いまして  
70年度の普通交付税の確定額はメタツ  
878,- ドルでござります。特別交付税は  
20,000,- ドル計上してござりますけ  
ども、まだは、きりした交付確定は  
決定されておりません。又款の公営企  
業の財産収入でござりますけれども、  
70年度 26,778,- ドルに対しまし  
て、今年は 18,508,- ドル計上してござ  
ります。その減は昨年まで中部商業高  
校の敷地代として 10,000,- ドル計  
上してござりましたけれども、どうレマ  
も当市からの要求した買入料は無  
理だと言ふことでござりますので、今  
回からは計上をみあわせてござり  
ます。5款の使用料及び手数料で  
ござりますけれども、昨年に比べ  
ますと 2,506,- ドルの増でござり  
ます。各目についての説明を省略した  
いと思ひます。6款の政府支出金で  
ござりますけれども、70年度は又10,  
208,- ドルに対しまして、今年度は又  
6.9,.859,- ドル計上してござります。

59.251.-ドルの増となりてあります。  
しかしながら二の中には 70年度の  
事業繰越分として 88.598.-ドルが  
含まれてあります。7款 8款による  
寄附金 繰入金にラリでは 説明を省  
略いたします。9款の繰越金でござ  
りますけれども、実質繰越は 20,00  
0.-ドルみであります。これは 税の  
徴収金を 20,000.-ドルみとしてあり  
ますけれども、計上した 59.262.-  
ドルの内には 70年度の 繰越事業の対  
応費となりたしまして 70年度で当然  
不用額になつてありますとみこんだ  
38.262.-ドルの対応費の分を一応  
繰越金として計上してございます。  
それから 10款の雑収入でござります  
けれども 現年度 70.558.-ドル  
に対しまして 25.570.-ドル 計上し  
てござります。又 986.-ドルの  
減でござりますが、これは 過年度  
収入が 70年度の場合には 30,000.-  
ドルあまり計上されてござりました  
ので、71年度は 過年度収入は みこ  
んでござりますせんので そう言うお  
りの減でござります。11款の起債  
でござりますけれども、これは 下水  
道事業の対応費の分を起債で負有  
うと言う意味で計上してござります。  
対応費 11.870.-ドルの 95%

一セント計上してござります。キ入にフ  
リでの説明は以上で終りたいと思  
ります。支出につけてござりますか  
市長の施政方針にちござりました  
こうに今年度は特に木本事業に重  
点をあきまして、市内のアスファルト  
舗装に1,000,000.一ドルあまりそれ  
かく側溝の経費に10,000.一ドルあ  
まり計上してござります。そして復  
帰対策関係の予算となりたしましては  
去った6月5日の附属機関の委員会  
にあきまして大半の委員の方々が  
が復帰対策の委員会を設けるべき  
であると、もうふうた御意見があり  
まして法外委員会の経費として8  
80.一ドル計上してござります。其外  
に職員の復帰対策の研修費となりた  
しまして2,065.一ドル計上してござ  
ります。支出総額1,142,860.  
一ドルか70年度から繰越事業とみ  
変えておりまして実質的には1,3  
55,600.一ドルでござります。昨年  
の当初予算に比べますと約230  
,000.一ドル実質的に予算は伸び  
てあります。けれども最近の物価、

とか 物価高とか いろいろな事情が  
ございまして 人件費の相当大き  
い伸びてあります。約 110,000,-ドル  
であります。人件費の額であります。  
支出において完璧に比較を説明  
申し上げたとと思ひます。ノ数の  
議会費でござりますけれども、前年  
度 53,639,-ドルに対しまして今年  
は 69,883,-ドル 15,808,-ドルの  
増となつてあります。これらにつきまして  
は、議員報酬が 20,-ドル、職員が平  
均 20,-ドル そうじう人件関係の額  
が 15,720,-ドルでござります。  
それ外 需要費とか、需要費の減  
とか、交際費が多少増額してござ  
ります。又数の役所費でござります  
が、前年の 363,888,-ドルに対  
しまして今年は 880,053,-ドル  
76,565,-ドルの増となつてあります。  
その中には 増員となる分、さりか  
らベースアップ给您あります。人件費  
等の伸びで、役所職員等費にあき  
ましては、ク2、タク2,-ドルの増とな  
つてあります。その他監査委員費用  
の増、固定資産評価員の 5,829,-  
ドルの増、各費用において多少の増  
加ござります。それから 3款の消  
防費でござります。すけれども、前年  
度 88,050,-ドルに付しまして、

60.131. 一ドルの計上でござりますて、  
12.081. 一ドルの増となつてあります。  
この大きな増額分は職員の給与等  
の増加 8,658.一ドル。需要費の増  
加 3,397.一ドルにゅは職員給の増  
につきましては、その中には 1人の増  
員分が含まれてござります。それか  
小需要費の中には 消防の機具器  
材の整備と、それから 司令書の購  
入代と、言うことで 3,397.一ドルの  
増となつてあります。次に 久款で  
ござりますけれども、前年度 276,  
722.一ドルに対しまして 388,231  
一ドル、この費目は一番伸びが  
大きく 111,309.一ドルの増となつて  
あります。勿論 この中には 100,0  
00.一ドル余りの前年度からの繰越  
か含めてござります。しかし前  
年度と比較した場合は、111,000.  
一ドルの増にはなつてあります。実質  
的には これがかけの増になつてあり  
ます。その内 草木事業が 約 100,  
000.一ドルでありの分をみつめて  
ござります。補助事業が 喜友団中  
通りの道路工事、新城の石川や  
橋の排水工事等が 予算計上して  
ござります。それから 下水道が 13  
0,000.一ドル余り計上してござります  
す。それから 従来 70 年度までの

予算の中には農業土木費も又款の方に計上してござりますいたけれども、政府からの指摘がござりますて、農業土木についでは、7款に計上すやきであると言うことで71年度からは農道排水につきましては7款の予に計上してござります。次に5款でござりますけれども、前年度29,213.一ドルに計上しまして31,782.一ドルの計上でござりまして2,529.一ドルの増となつております。これは今年から新しい事業となりたしまして老人家庭奉仕員、年よりの家庭に対する年奉仕員を寅野湾市の社会福祉協議会に委託いたしまして、その予算として1,088.一ドル計上してござります。その外の分は保育所とか、失業対策費の増加主なものでござります。それから6款の保健衛生費でござりますけれども、前年度18,219.一ドルに計上して、15,178.一ドル959.一ドルの増となつておりますか。これは健康都市と言う立場から病院とか、言う言うゴミ処理を重点的にやって行うと、言うことで今年煙霧等消毒用の車を購入して、そう言う病害虫の伝染病予防の面にあたりたりと言う計画をしてあります。その外、ゴミ処理場関係の費用が相当、増

額になつてあります。7款の産業経済費につきましては、前年度の27,008.-ドルに對して 81,200.-ドル 52,190.-ドルの増になつてあります。これにつきましては、昨年まで現年度 70年度まで、農業土木から款に計上されておりましたが、7款に移るとその分が 20,588.-それから前年度からの繰越事業ですか。高数高谷の観光道路の 7,900.-ドル、それから施政方針にも強調されておりましたように、蔬菜園芸、そう言ふ農業を助成する意味でビニール、ハウス そう言う関係器具の補助額の相当、増額してあります。それから復帰に備えての農地の実態調査とか商工業の実態調査の必要があたつしく計上してあります。8款の財庫費につりでは、特に変わった点はございませんけれども、退職給与積立金の従来の 500.-ドル計上してあります。今回 1,000.-ドル引き上げて 500.-ドル増額計上してあります。それから選舉費につりでは前年度 9,328.-ドルに對しまして 今年度は 11,103.-ドル、1,776.-ドルの増でありますけれどもこの分は選舉費管理委員の報酬の増額、職員の給与の増額または他のものであります。

それから 10 款の 交際費 につきましては、  
特に 加入した 点はござりません。  
11 款の 諸支出金 についてござります  
けれども 前年度 ￥8,635,- ドル  
に対して ￥1,580,- ドル、12.9  
% の 増となつてありますけれども  
この 内訳は 徵税費 ￥199,-  
ドルの 増、これは わちに 納税奨励  
費とか、それから 事務委託料 の 自治  
会長の 部酬 等の 増額 ￥5,259,-  
ドル、平均 13,- ドル / 10セント の アップ  
にしてござります。その外 繰出金  
として ￥3,500,- ドル、これは さつきの  
第二地区の 清算特別会計 の 繰出金  
でござります。支入としては 雑入  
で受けてござります。

それから 12 款の 教育負担金 につ  
いてござりますが、70 年度は ￥28,  
850,- ドル、71 年度は ￥312,978,-  
ドル、88,128,- ドルの 増に なつて  
あります。これは さきほども 御説  
明申し上げましたように 71 年度の  
教育費の 基準財政需要額 は ￥77,  
978,- ドルでござりますけれども、  
それは ￥35,000,- ドルの うち ￥31  
万として ￥312,978,- ドルに なつて  
あります。その中には ￥35,000,- ドル  
の うち ￥31 万の中には 従来 一般会  
計の方で 補助してありました。体協

とか、婦人会、青年会の分が 71 年度の  
教育委員会に漏記されたとして、  
約、その分が 3,000,一ドルでさくまれ  
て 13 とか、予備費につきましては、  
従来、1,000,一ドル計上してござ  
ましたか。今年は 2,000,一ドル計上  
してござります。以上簡単ではござ  
りますか。説明をおえて、御質疑  
にいたしましたことを思ります。よろしく  
お願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても 質疑の段階  
で 総統審議としておきたいと思いま  
すが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、総  
統審議といたします。

議長

次は日程の第 13、議案第 22 号。  
1971 年度宜野湾市木道事業会計予算  
を上程いたします。

議長

暫く休憩リラします。( 11:26 )  
再開リラします。( 11:27 )

議長

本案に付する理事者の説明を求  
めます。

水道部長

1971年度、宜野湾市水道事業会計予算を上程するにあたりまして、内容の御説明をいたします。事業収益といたしまして 532,560.-ドルと去年よりも約 50,000.-ドル増になつてありますか。これはやつはつと去年の実績と今年度の実績と、それがいかで予想される需要の増、みんべんで提案してござります。事業費といたしましては 876,183.-ドルと今年度よりも約 80,000.-ドルふえでありますか。これらの内容は主に人件費の増と言ふのか上げいかれる訳ですか。内容につきましては 6~7~8~9~の次主計画の方から先にして後で振りかえって総括的なご説明を申し上がいたたかたとと思つてあります。間違いました 20~ペーペーをあ頼んで致します。事業収益といたしましてさつき申し上げましたように 532,560.-ドルとこれは、給水収益が主になつてあります。

その外に受託工事収益、それからその他の営業収益と言うふうになつてあります。それから営業外収益といつたします、これは金利とか、その他の雑収益を計上してござります。しめて 532,560.一ドルといたします。事業費の支出をご説明申し上げます。こちらも営業用といつたしまして、1番対象には3のは 清水購入費、これは需要の増と比例いたしまして上って行きますので、1番最後の計算書のところですでござりますが、280,782.一ドルと言うふうにくんでござります。

給料はさつき一般会計の予算でも、御説明がありましたように、団体交渉の結果による人件費の増、これは加えてござりますて、その外には大きな変動はございません。それと2番の資本的収入はか支出 3/ペーペーの方を詳しくご説明申し上げます。資本的収入と申しますのは、建設関係の予算でござりますが、これは企業債、補助金、その他の方とい構成されておりまいか、企業債が7,000.一ドル、補助金が8,000.一ドル、その他 資本的収入が2.一ドルといつたしまして 15,002.一ドルと、これは対します資本的支出は 総合計で 81,088.一ドルなつてありますか、この主なものは、企業

債の償還、それと改良費になつてあります。今年度の木道の改良費は補助金の対象になつております。我如古かふ良栄原までの5号線の両側、これは今のこところ非常にこの地域は貧弱でござりますして、これを高級施設に変えると、それから今年度事業に計画せられてあります。埋立地、土の配管が完備しますのでそれと併行いたしまして、伊佐浜あたりのこの本管からの延長を計画いたしております。

それから新城地域、これは東二地区あたりの伸び、それから青天間区域もそうでござりますが、需要の増によりまして未端にあたってあります。新城付近の水压が極端に下ってからと、言うような現象をきたしてありますので、この大かかりの改良をおくんであります。それと青天間内、その他各市内各所の配水管の改良、延長5,800メートルくらいでござりますが、この合計額に対する不足額これは総括的に申し上げたいと思ひます。それと営業施設費の場合に備品といいまして計算機、それから工具も今、不十分をきたしているのは、大体必要感じてありますが、ここに計上しまござります。計算機、メーター、検査基準機、工具、オスター、

ペインター、三脚ペイス、ステールラーブル、  
ファイリングキャビネット、しめて3,285,-  
ドルになつてあります。企業債の方は、  
計算どおりでござり牛して、ス8.216,-  
ドル。初の方にキリがもつたがきたり  
と思ひます。ユペーの説明を今の方の  
と関連づけてご説明申し上げます。  
85,00ス、ドルと、よりから御説明申  
し上げました資本的支出 81,089,-ドル  
となつてありますか。この不足額 86,082,-  
ドルとなつてありますかのと本年度の利  
潤が 56,又17,-ドル、みんなであります  
ので、このあふゆし内容に付いたしまし  
ては、本年度分、損益勘定融資金が、  
ス2,200,-ドルよりからさつきの 56,又  
17,-ドルの内より 39,982,-ドル  
それと今まで累積的な建設改良積  
立金の内より 18,000,-ドル補填して  
收入、支出のつけ引きを合計させて  
ござります。水道の収入の基本には  
りきりは、あくまで水の売上や  
でござりますので、我々としては  
ノ番がんになつてありますか購水  
量とこれでさきほどだけ小さくすよ  
ことに全力を上げてお詫びでござ  
りますか。今度の計上は一応、78  
パーセントの有収率をみんなであり  
ます。しかし我々としては、  
今まで、いくつかの方法は、土つあります

か、他の市町村あまりは今までの  
記録等をみた場合は、まだまた  
伸びる余地はあると言つようだ。自  
信を持って大きくやつてありますので、  
事業収益の532、560、一ドルとこれは  
等想定するも大体であります。  
いくつかの落とし穴あってもこれは、  
絶対以上にすまうようにはり  
きっております。ひとつよろしくお願  
い致しきす。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては質疑の時点では  
継続審議としておきたりと思ひますか。  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので継続  
審議といたします。

議長

日程の第14、議案第25号、宜  
野湾市退職金支給条例の一部を改  
正する条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、長年据置になつてありますした退職支給金の支給の改正でござりますけれども、近隣市町村がこれまで5年未えからそう言う改正がございまして、今回の春闘におきまして、職労の方から基準引き上げについての申し入れがありまして去る5月27日より団体交渉にあきまして妥結した事項でござります。

従来、退職金の支給については、年数かけた給料現額言ふうな支給方法をとってきた訳でありますけれども、今回の改正案では、年数の計算方法を月に改めまして、さうい勤務年数の长短に応じて、退職金の支給を段階的に差をつけようと言うことでござります。これは参考資料としても、那覇、コザあたりは浦添あたりの資料も準備してござりますけれども、宜野湾の方の退職金の方が低いと言ふことで、近隣市町村並にこの基準を引き上げたりと言うことで話し合いました訳でござります。

す。よろしくご審議お願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑の段階で  
継続審議としておきたいと思ひますか  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんりで継続審議  
といたします。

議長

日程第15、議案第26号 1970年  
度、宜野湾市水道事業会計追加更正予算  
を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明  
を求めます。

営業課長

1970年度 宜野湾市水道事業会計  
追加更正予算(第4回)の説明を行ひ  
ります。年度もあし迫ってから追加  
更正出す 자체 非常に問題点もあ  
るかと思ひますけれど、伊佐地先の

埋立地及び大謝名の改良工事の補助の指令が遅れていますけど、年度内に指令が交付せらるるのは間違つたることになつてあります。間違つたく年度内にはあります。しかし同地の設計と言うものは1年前に測量設計工中でありますので、如何ゆく現在の物価とか、賃金の上昇に基か案しますと、今までの指令交付をうけて、実際、入札に付した各市町村の実績をみましても、政府の査定等あるいは工事が落札したりよくな現状でありますので、これを勘案しまして、予算追加更正をして事業をスムーズに運営したいと言う意味で今回、追加更正を出してある訳です。これはあくまでも資本的支出の水道改良費の今までの建設改良積立金をとりくすして、一応予算措置をすると、言うことでござります。これはつきましては、あくまでも指令は遅れていますけど、今月中には出すので、一応、方法としては、不甲斐に落して71年度でなくもと言う方法もありますけど、我々としては、努力してきたのをださずく不甲斐に落すことなくやれは出来ますのであるので、一応は70年度の補助工事として遂行する予定であります。それで、繰越の場合、起債

71

もありますし、住宅公社との負担金の問題もありますけど、ニセにフリでは、地方課（ふく）資金運用部、住宅公社の繰越事業を行なうことについて、了解すべきであります。補助指令かくじゆは直ちに住宅公社とは負担金の契約を小から、資金運用部かくじゆは70年度の資金融通の内示も出さと言ふうにしま、その外のではすのは万全に整っておりますので出来たがけ早く処理していただきたいと思ひます。実際に申し上げますと、政府の補助指令かくじゆが15日かくじゆ20日の内に出る予定にはなってありますので、そのへんのところを御配慮して下さいましてよろしくお願ひ致します。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。（11：28）  
再開いたします。（11：58）

議長 午前の日程はこれで終ります。  
尚、午後は再び2時かくじゆ開きます。

議長

暫く休憩いたします。(11:59)

再開いたします。(12:00)

議長

午前に引き続き議案第26号の質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(12:05)

再開いたします。(12:06)

議長

議案第26号につきましては、質疑を終りたないと見えますから、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を終ります。

議長

本案に対する討論を始めます。

議長

討論が省略したりと聞きますが、ご異議ありませんか。

議長

ご異議ありませんので討論を省略いたしまして表決に付します。

議長

議案第26号、1970年度、宜野湾市木道事業会計追加更正予算を表決に付します。

議長

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので原案とおり可決することに決定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(2:7)  
再開いたします。(2:12)

議長

総統審議中の議案を常任委員会に付託をいたします。

議長

議案第11号、宜野湾市部課設置条例の一節を改正する条例について

宜野湾市議会

議案第12号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第13号、宜野湾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、議案第15号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第25号、宜野湾市退職金支給条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会の方に付託をいたしました。尚、審査の方法はあとでお願ひ致します。

次は議案第21号、宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例については、経済民生常任委員会の方に付託をいたします。

次は議案第10号、下水道事業施設の設置について、議案第19号、宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計の設置について、議案第20号、1971年度、宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計入支予算につきましては、建設常任委員会の方に付託をいたします。

# 説明ターゲット

次の資料は、  
前コマの丁間に挟まっていました。

ノンブル

そ 74\_1e

8.7a-1c



議長

お詫びをいたします。実今、各常任委員会に付託いたしました。各議案につけては、会議規則第23条第1項の規定により、6月19日までに審査をおこなう。報告書を議長に提出するよう、期限を設けることにいたしました」と思ります。それにご異議ござりませんか。

議長

暫く休憩いたします。(ス=16)  
再開いたします。(ス=18)

議長

実今の19日までに報告していただきよう。期限を設けたいたいと思りますか。それにご異議ござりませんか。

議長

ご異議ありませんので、6月19日までに審査を終っていただきますようお願い致します。

議長

暫く休憩いたします。(ス=18)  
再開いたします。(ス=19.)

議長

本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもとまして終りた  
ると思ります。尚 明日は午前10時  
より本会議を開きます。長時間。  
御吉安さんであります。(ス=19)

閉 議